

子ども手当のご案内

申請は5月21日(金)までに お願いします

子ども手当額改定認定請求書の提出が必要で、前記①②のいずれかに該当し、東久留米市にお子さんの住民登録がある場合、4月中旬に請求書を世帯主の方へ送付していただきます。請求書が届いていない方は、子育て支援課 助成係 ☎470・7736へ問い合わせてください。

【提出期限】5月21日(金) ※期限までに提出した請求書が認定されると、4・5月分の手当を6月に支給します。期限を過ぎて提出した場合も4月分まで遡って認定されますが、その場合は7月以降の支給となります。

【提出方法】前記①の場合は、請求者の健康保険証の写しを添付して請求書と一緒に提出してください。前記②の場合は、子ども手当額改定認定請求書のみを提出してください(郵送を原則とします) ※子ども手当の請求者は、子どもを監護し、かつ、主に生計を維持している方になります。書類は住民登録上の世帯主の方に提出してください。

今年4月から、子ども手当制度が始まりました。子ども手当は、6歳から中学校修了(満15歳)以後最初の3月31日までの子ども一人につき、月額1万3000円を支給するものです。

申請が必要な方

①児童手当を受給していない方
②児童手当を受給していたが、新中学2・3年生(7年4月2日～9年4月1日生まれ)の子もいる方

③児童手当を受給していたが、新中学2・3年生(7年4月2日～9年4月1日生まれ)の子もいる方

5月12日は「民生委員・児童委員の日」

民生委員・児童委員の活動内容を紹介します

活動内容を紹介します

全国民生委員児童委員連合会では、5月12日～18日の一週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」として、より多くの皆さんに民生・児童委員やその活動を知っていただくため、さまざまな取り組みを展開します。

この取り組みの中心となるのが「広げよう 地域に根ざした 思いやり 行動宣言」です。これは地域の皆さんが抱える課題と、その課題に対する民生・児童委員の対応を整理したもので、次の5項目からなっています。

- ① 安心して住み続けることができる地域社会づくり
- ② 地域社会での孤立・孤独をなくす運動
- ③ 児童虐待や犯罪被害等から子どもを守る取り組み
- ④ 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し地域社会に「つながり」を築く
- ⑤ 災害時要援護者の安全確保

帯主の方に送付してありますが、世帯主の方が生計を維持していない場合、請求者が異なりますので、ご注意ください。申請の必要がない方

① 3月まで児童手当を受給していない方は、子育て支援課 対象児童に変更がない方
② 公務員の方(独立行政法人等勤務者を除く)
※勤務先で手続きが必要な場合がありますので、勤務先にご確認ください。

請求者が住民登録している市区町村にお申し出ください。詳しくは子育て支援課 助成係 ☎470・7736へ。

都営住宅への入居者を募集します

都営住宅の入居者を5月6日(木)から募集します。申し込み資格など、詳細は募集案内をご覧ください。

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

【申し込み資格】次の通り
(1) 家族向(2) 都内に居住する成年者(20歳未満の既婚者含む)であること
(3) 同居親族がいること
(4) 世帯の所得が定められた基準内であること
(5) 住宅に困っていること
(6) 暴力団員でないこと

および子の世帯であること
世帯に18歳未満のお子さんが3人以上(うち最低1人は小学校5年生以上)いて、全員が都営住宅に入居できること
※(3)(4)の定期使用住宅とは、10年に限り入居できる住宅です。

【申込受付期間】5月18日(水)までに、渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。詳しくは都市計画課 ☎470・7762または ☎0570・010810(5月6日～14日)に、都市計画課(市役所5階)の上の原 滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センター(および同公社の各窓口)へ
※5月6日(木)～14日(金)の間、または町村役場で配布。なお、都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センター・東京都住宅供給公社募集センターでは、

ご利用ください! 男女平等推進センター「フィフティ」

【開館時間】午前9時～午後9時半(会議室の使用申請がない日は午後7時半まで)
【開館日】火曜日と年末年始(12月29日～23年1月3日)
【所在地】本町3ノ9ノ1102
【電話番号】472・0061(ファクス番号472・0053)
【相談日時】毎週月曜日の午後1時半～4時半
【注意】相談は女性の方に限ります

【相談日時】毎月第1金曜日の午前9時半～午後零時半
【離婚の手続きなどについて】「子どもや親との関係について」「相続や遺言について」「土地やお金の問題」「損害賠償請求したい」「近隣とのトラブル」

【相談日時】毎月第1金曜日の午前9時半～午後零時半
【離婚の手続きなどについて】「子どもや親との関係について」「相続や遺言について」「土地やお金の問題」「損害賠償請求したい」「近隣とのトラブル」

【相談日時】毎月第1金曜日の午前9時半～午後零時半
【離婚の手続きなどについて】「子どもや親との関係について」「相続や遺言について」「土地やお金の問題」「損害賠償請求したい」「近隣とのトラブル」

男女平等推進プランの「20年度進捗状況評価」について 市男女平等推進市民会議が答申

市では、「(改定版) 東久留米市男女平等推進プラン」が目指す男女共同参画社会の実現に向けて、その課題の解決を図るため、学識経験者、公募による市民などで構成される「東久留米市男女平等推進市民会議」を設置しています。昨年11月に設置された第6期市民会議では、市長から諮問された「東久留米市男女平等推進プランの進捗状況評価」について検討を行い、20年度事業の評価をまとめ、市長に答申しました。

答申書は、市政情報コーナー(市役所2階)や男女平等推進センター(本町3-9-1-102)、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは生活文化課男女共同参画係 ☎470・7738へ。

【申込受付期間】5月18日(水)までに、渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。詳しくは都市計画課 ☎470・7762または ☎0570・010810(5月6日～14日)に、都市計画課(市役所5階)の上の原 滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センター(および同公社の各窓口)へ
※5月6日(木)～14日(金)の間、または町村役場で配布。なお、都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センター・東京都住宅供給公社募集センターでは、

万が一に備え、加入しませんか 交通災害共済「ちよこ」と共済

万一の交通事故に備えて、「東京都市町村民交通災害共済(ちよこ)」と共済。これは、東京都の39市町村が共同で実施する共済制度で、会員が交通事故のけがにより治療を受けた場合、会員の皆さんが出し合った会費から、見舞金をお支払いする事業です。

現在、22年度の加入申し込みを随時受け付けています(共済期間は加入日の翌日～23年3月31日)。

【加入資格】市内に住民ル」など、法律に関する相談を女性弁護士が受けます。
※男性・女性ともに相談できます。

【図書・ビデオの貸し出しもしています】
ジェンダーや家族・子育てなど、男女共同参画関連本を中心に約900冊の蔵書と、内閣府などで制作している啓発ビデオやDVDがあります。一人2冊まで、2週間の貸し出しをしています。

また、各自自治体発行の男女共同参画情報誌もご覧いただけます。カウンター席がありますので、調べ物やちょっとした休憩にご利用ください。男性による男性のための学習や、イベント企画を行う仲間を募集しています。これからパパになる方、「何か楽しそう」と思った方どなたでも参加できます。詳しくは同センター ☎472・0061(ファクス472・0053)へ。

【申込受付期間】5月18日(水)までに、渋谷郵便局に届いたものに限り受け付けます。詳しくは都市計画課 ☎470・7762または ☎0570・010810(5月6日～14日)に、都市計画課(市役所5階)の上の原 滝山・ひばりが丘の各連絡所、東京都住宅供給公社募集センター(および同公社の各窓口)へ
※5月6日(木)～14日(金)の間、または町村役場で配布。なお、都庁第一本庁舎1階北側東京観光情報センター・東京都住宅供給公社募集センターでは、

◆男女平等推進センターメールアドレス fifty2@higashikurume-city.jp